

第百十号議案

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「十日まで」を「十五日（翌月十五日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、翌月十五日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が二あるときは、翌月十五日より前の日））」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に任用する職員に対する報酬から適用し、同日前に任用した職員に対する報酬については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤職員の報酬の支給方法を改める必要がある。